官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一三七）　一

〔公　告〕
諸事項　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和六年度警察共済組合決算、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三九
会社その他
会社決算公告　四五

その他告示

○農林水産省告示第千百三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎